

○杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金交付要綱

令和3年9月30日
杉戸町告示第214号

(趣旨)

第1条 町は、重症化しやすい障がい者又は障がい児が入所又は通所する施設等において新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、障がい者施設の職員等が受検するPCR検査等（抗原検査を含む。以下「検査」という。）に要する費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、杉戸町補助金等の交付手続等に関する規則（平成11年杉戸町規則第22号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(2) 補助金 杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金をいう。

(3) 施設 別表に掲げる福祉サービスを提供する施設であって、町内に所在するもののうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に基づく指定がなされたもの又は杉戸町障がい者就労支援センター事業実施要綱（平成20年杉戸町告示第84号）に基づき設置された杉戸町障がい者就労支援センターをいう。

(4) 検査対象者 施設において業務に従事している者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、別表の施設を運営する法人（以下「法人」という。）とする。

(交付対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる費用は、検査に要した費用とする。

2 前項の費用は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

(検査の要件)

第5条 補助金の交付の対象となる検査は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る検査であること。

(2) 検査対象者の希望に基づいて受検した検査であること。

- (3) 法人が費用を負担した、又は検査対象者が費用を立て替えた検査であること。
- (4) 令和3年10月1日から令和4年2月28日までの期間に受検した検査であること。
- (5) 抗体検査でないこと。
- (6) 発熱、呼吸器症状、頭痛又は全身倦怠の症状がある者が受検した検査でないこと。
- (7) 医療保険の対象となる検査でないこと。
- (8) 他の制度による補助等を受けたことのある検査でないこと。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、検査対象者1人当たり2万円を上限とする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、令和4年2月28日までに、杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が認める場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 検査に要した費用を支出したことが確認できる書類
- (2) 検査を実施した日が確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し交付の可否を決定するとともに、杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付について決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(調査等)

第10条 町長は、補助金に関し必要があると認めるときは、法人又は施設に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(補助金交付の取消し)

第11条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 障害者総合支援法若しくは児童福祉法又はその他関係法令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、この告示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、杉戸町障がい者施設PCR検

査等事業補助金交付取消決定通知書（様式第4号）により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の保管等）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を、当補助事業の完了した日の属する会計年度終了の日から5年間保存しなければならない。

（委任）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第13条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第2条関係）

| 法令区分 | 対象となる福祉サービス（施設）の種類 |
|---------------------------|--------------------|
| 障害者総合支援法 | 計画相談支援 |
| | 地域移行支援 |
| | 地域定着支援 |
| | 居宅介護（ホームヘルプ） |
| | 重度訪問介護 |
| | 同行援護 |
| | 行動援護 |
| | 療養介護 |
| | 生活介護 |
| | 短期入所（ショートステイ） |
| | 重度障害者等包括支援 |
| | 施設入所支援 |
| | 自立訓練（機能訓練） |
| | 自立訓練（生活訓練） |
| | 就労移行支援 |
| | 就労継続支援A型 |
| | 就労継続支援B型 |
| | 就労定着支援 |
| | 自立生活援助 |
| 共同生活援助（グループホーム） | |
| 児童福祉法 | 障害児相談支援 |
| | 児童発達支援 |
| | 医療型児童発達支援 |
| | 放課後等デイサービス |
| | 居宅訪問型児童発達支援 |
| | 保育所等訪問支援 |
| | 福祉型障害児入所施設 |
| | 医療型障害児入所施設 |
| | 福祉型児童発達支援センター |
| 医療型児童発達支援センター | |
| 杉戸町障がい者就労支援センター 事業実施要綱 | 杉戸町障がい者就労支援センター |

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

杉戸町長 あて

申請者 所在地
法人名
代表者（職・氏名）
担当者名
電話番号

杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金交付申請書兼実績報告書

杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金の交付を受けたいので、杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

| | | | |
|---------------|---|-------|--|
| サービス種別 | | 事業所番号 | |
| 施設名 (事業所名) | | | |
| 施設所在地 | 杉戸町 | | |
| 補助金 交付申請額 | 円 | | |
| 添付書類 | 1 (別紙) 実績内訳 2 検査に要した費用を支出したことが確認できる書類 (領収書等) 3 検査を実施した日が確認できる書類 4 その他 () | | |

(別紙)

杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金実績内訳

| | | | | | |
|------|------------|--------|----|--------|--|
| 申請者 | 法人名 | (フリガナ) | | | |
| | 所在地 | | | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | E-mail | |
| | 代表者職・氏名 | 職名 | | 氏名 | |
| | 担当者職・氏名 | 職名 | | 氏名 | |
| 施設情報 | 施設名 | (フリガナ) | | | |
| | サービス種別 | | 定員 | | |
| | 施設所在地 | 杉戸町 | | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | E-mail | |
| | 施設長(管理者)氏名 | | | | |

検査費用計算書

| No | 受検日 | 受検者 | | 実支出額 (所要額) | 添付書類番号 | 備考 |
|----|-----|-----|----|---------------|--------|----|
| | | 職種 | 氏名 | | | |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |
| 16 | | | | | | |
| 17 | | | | | | |
| 18 | | | | | | |
| 19 | | | | | | |
| 20 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

※ 行が不足する場合は、適宜追加して記入してください。

杉 第 号
年 月 日

様

杉戸町長



杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金交付申請について、下記のとおり決定したので、杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 不交付の場合その理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、杉戸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、杉戸町を被告として（訴訟において杉戸町を代表する者は杉戸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

杉戸町長 あて

請求者 所在地
法人名
代表者（職・氏名） (印)
担当者名
電話番号

杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金交付請求書

年 月 日付杉第 号で交付決定のあった杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金について、杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

| | |
|--------|-----------------------------|
| 金融機関名 | |
| 本・支店名 | |
| 口座の種類 | 普通 ・ 当座 （該当する種目に○をつけてください。） |
| （フリガナ） | |
| 口座名義人 | |
| 口座番号 | |

杉 第 号
年 月 日

様

杉戸町長



杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金交付取消決定通知書

年 月 日付杉第 号で交付決定した杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金について、下記の理由により交付を取り消したので、杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

交付取消の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、杉戸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、杉戸町を被告として（訴訟において杉戸町を代表する者は杉戸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第12条関係）

杉 第 号
年 月 日

様

杉戸町長



杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金返還命令書

杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1 返還を命ずる理由

2 既交付金額 金 円

3 返還金額 金 円

4 返還期限 年 月 日

5 返還方法